



2025年2月14日

各 位

会社名 株式会社CLホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 内川淳一郎  
(東証スタンダード・コード番号 4286)  
問合せ先 執行役員 経営企画・管理管轄 野田直樹  
(TEL 03-6890-1881)

### 株主優待制度の進呈条件および繰越条件の変更に関するお知らせ

当社は、毎年6月末日を基準日とする株主優待制度「CLホールディングス・プレミアム優待倶楽部」を導入しておりますが、本日、下記のとおり、株主優待ポイントの進呈条件および繰越条件の変更を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 進呈条件の変更内容

##### (1) 変更前

毎年6月末日の株主名簿に、200株以上保有する株主様として記載されること。

##### (2) 変更後

2025年以降、毎年12月末日および翌年6月末日現在の株主名簿に、同一株主番号で200株以上継続保有する株主様として記載されること。なお、期間中継続保有している株式数に応じた優待ポイントを進呈いたします。

#### 変更前および変更後のポイント進呈条件の比較

	保有株式数		(変更前)	(変更後)
	12月末日	翌年6月末日	進呈ポイント数	進呈ポイント数
株主A様	0株	200株	2,500ポイント	0ポイント
株主B様	600株	600株	13,000ポイント	13,000ポイント
株主C様	400株	600株	13,000ポイント	8,000ポイント
			2025年6月末日までの制度	2025年12月末日および 2026年6月末日からの制度

#### 2. 繰越条件の変更内容

##### (1) 変更前

翌年6月末日において株主名簿に同一株主番号で連続2回以上記載された場合にのみ繰越せませす(最大3年分貯められます)。6月末日の権利確定日までに株主番号が変更された場合、ポイントは失効いたします。

##### (2) 変更後

毎年12月末日、翌年6月末日において株主名簿に同一株主番号で連続4回以上、200株以上継続して保有する株主様として記載された場合にのみ繰越せませす(最大3年分貯められます)。株主番号が変更された場合、ポイントは失効いたします。

なお、2025年6月末日を基準日として進呈される株主優待ポイントは、2025年12月末日および2026年6月末日において、同一株主番号で、200株以上継続して保有する株主様として記載された場合に繰越せませす。

### 3. 対象となる株主様

2025年以降、毎年12月末日および翌年6月末日現在の株主名簿に記載された200株以上保有する株主様が対象となります。

### 4. 変更の目的

株主様に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的としております。

### 5. その他

(1) 2025年6月末日を基準日とする株主優待制度の進呈条件および繰越条件は、従前から変更いたしません。2025年12月末日および2026年6月末日現在を基準日とする株主優待制度から変更いたします。

(2) 保有株式数に応じた進呈ポイント数に変更はございません。

ご参考：株主優待ポイント表（1ポイント≒1円）

保有株式数	進呈ポイント数	進呈時期
200株未満	0ポイント	—
200株～399株	2,500ポイント	毎年8月
400株～599株	8,000ポイント	
600株～	13,000ポイント	

以上